

派遣従業員の同一労働同一賃金に関する協定

株式会社 I H I ビジネスサポートヒューマンアセット事業部と従業員代表 石黒 登 は、派遣従業員の同一労働同一賃金に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣従業員の範囲)

- 第1条 本協定は、派遣先で「その他の管理的職業、研究者、機械開発技術者、機械製造技術者、その他の製造技術者、その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）、その他の技術の職業、その他の経営・金融・保険の専門的職業、一般事務員、会計事務の職業、生産関連事務の職業、コンピュータ等事務用機器操作の職業、機械器具営業員」の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐため、本労使協定の対象とする。
 - 3 株式会社 I H I ビジネスサポートは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

- 第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和6年8月27日職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の学（時給換算）」（厚生労働省）の「中分類は、003その他の管理的職業・004研究者・011その他の技術の職業・038会計事務の職業・039生産関連事務の職業・043コンピュータ等事務用機器操作の職業・010情報処理・通信技術者・013経営・金融・保険の専門的職業・020その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業・034一般事務・秘書・受付の職業048営業の職業、小分類は、00603機械開発技術者・00704機械製造技術者・00799その他の製造技術者・01099その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）・01399その他の経営・金融・保険の専門的職業・03401一般事務員・04804機械器具営業員の職種」を引用、その理由は携わる業務内容が特定される職種は小分類による。
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、就業地が多岐に亘ることから、通達に定める「地域指数」の「北海道：札幌、福島：いわき、群馬：太田、群馬：群馬富岡、東京：飯田橋、東京：墨田、東京：木場、東京：青梅、神奈川：横浜、神奈川：川崎、新潟：新潟、鹿児島：鹿児島」により調整

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。
Aランク：10年
Bランク：3年
Cランク：0年

2 会社は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で昇給する。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、有期雇用型派遣者就業規程 第28条および無期雇用型派遣者就業規程 第27条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は別表1により「退職給付等の費用の割合」として「職業基本業務統計」に「退職給付等の費用の割合」として1.05を乗じた値とする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 基本給の支給は、第4条2項に基づき評価をし、有期雇用型派遣者就業規程 第35条および無期雇用型派遣者就業規程 第34条を準用する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、有期雇用型派遣者就業規程 第39条および無期雇用型派遣者就業規程 第38条・第39条・第40条を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「IHIビジネスサポート派遣労働者のキャリア形成にむけたマニュアル」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は2025年4月1日より2026年3月31日までとする。

2025年3月21日

株式会社 I H I ビジネスサポート
ヒューマンアセット事業部 事業部長
関 泰利



株式会社 I H I ビジネスサポート
ヒューマンアセット事業部従業員代表
石黒 登



【その他の管理的職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の管理的職業※1	職業安定業務統計	1,422	1,650	1,768	1,806	1,891	2,124	2,550
2	地域調整※2	(新潟・新潟) 98.5	1,401	1,625	1,742	1,779	1,863	2,092	2,512
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,471	1,707	1,829	1,868	1,956	2,197	2,637

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の管理的職業※1	職業安定業務統計	1,422	1,650	1,768	1,806	1,891	2,124	2,550
2	地域調整※2	(東京・木場) 110.4	1,570	1,822	1,952	1,994	2,088	2,345	2,815
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,648	1,913	2,050	2,094	2,192	2,462	2,956

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の管理的職業※1	職業安定業務統計	1,422	1,650	1,768	1,806	1,891	2,124	2,550
2	地域調整※2	(群馬・太田) 101.2	1,439	1,670	1,789	1,828	1,914	2,150	2,581
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,511	1,753	1,879	1,919	2,009	2,257	2,710

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の管理的職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(新潟:新潟)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の管理的職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,600～	2,197	10年
B ランク	中級その他の管理的職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	1,868	3年
C ランク	初級その他の管理的職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～	1,471	0年

≥

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の管理的職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	2,462	10年
B ランク	中級その他の管理的職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	2,094	3年
C ランク	初級その他の管理的職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,700～	1,648	0年

≥

(群馬:太田)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の管理的職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	2,257	10年
B ランク	中級その他の管理的職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～	1,919	3年
C ランク	初級その他の管理的職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～	1,511	0年

≥

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【研究者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	研究者 ※1	職業安定業務統計	1,333	1,546	1,657	1,693	1,773	1,992	2,390
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 112.4	1,497	1,736	1,861	1,901	1,991	2,237	2,684
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,572	1,823	1,954	1,996	2,091	2,349	2,818

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【研究者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級研究者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	≥	2,349	10年
B ランク	中級研究者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,996	3年
C ランク	初級研究者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～		1,572	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【機械開発技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械開発技術者 ※1	職業安定業務統計	1,290	1,496	1,603	1,638	1,716	1,927	2,313
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 113.5	1,464	1,698	1,820	1,859	1,948	2,187	2,625
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,538	1,783	1,911	1,952	2,045	2,297	2,757

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械開発技術者 ※1	職業安定業務統計	1,290	1,496	1,603	1,638	1,716	1,927	2,313
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 110.4	1,424	1,652	1,770	1,808	1,895	2,128	2,554
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,496	1,734	1,858	1,899	1,989	2,234	2,681

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械開発技術者 ※1	職業安定業務統計	1,290	1,496	1,603	1,638	1,716	1,927	2,313
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 112.4	1,450	1,682	1,802	1,841	1,929	2,166	2,600
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,523	1,766	1,892	1,933	2,025	2,274	2,730

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【機械開発技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開発技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	2,297	10年
B ランク	中級機械開発技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～	1,952	3年
C ランク	初級機械開発技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～	1,538	0年

≥

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開発技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	2,234	10年
B ランク	中級機械開発技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～	1,899	3年
C ランク	初級機械開発技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～	1,496	0年

≥

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開発技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	2,274	10年
B ランク	中級機械開発技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～	1,933	3年
C ランク	初級機械開発技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,550～	1,523	0年

≥

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含む時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【機械製造技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,252	1,452	1,556	1,590	1,665	1,870	2,245
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 113.5	1,421	1,648	1,766	1,805	1,890	2,123	2,548
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,492	1,731	1,855	1,895	1,984	2,229	2,676

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,252	1,452	1,556	1,590	1,665	1,870	2,245
2	地域調整 ※2	(群馬:群馬富岡) 96.9	1,213	1,407	1,508	1,541	1,613	1,812	2,176
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,274	1,477	1,583	1,618	1,694	1,903	2,284

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,252	1,452	1,556	1,590	1,665	1,870	2,245
2	地域調整 ※2	(東京:墨田) 114.1	1,429	1,657	1,775	1,814	1,900	2,134	2,562
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,500	1,740	1,864	1,905	1,995	2,240	2,690

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,252	1,452	1,556	1,590	1,665	1,870	2,245
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 110.4	1,382	1,603	1,718	1,755	1,838	2,065	2,479
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,452	1,683	1,804	1,843	1,930	2,168	2,603

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,252	1,452	1,556	1,590	1,665	1,870	2,245
2	地域調整 ※2	(東京:青梅) 108.0	1,352	1,568	1,681	1,717	1,798	2,020	2,425
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,420	1,647	1,765	1,803	1,888	2,121	2,546

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械製造技術者 ※1	職業安定業務統計	1,252	1,452	1,556	1,590	1,665	1,870	2,245
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 112.4	1,407	1,632	1,749	1,787	1,872	2,102	2,523
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,478	1,714	1,837	1,877	1,965	2,207	2,650

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【機械製造技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≧	2,229	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～		1,895	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,492	0年

(群馬:富岡)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	≧	1,903	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～		1,618	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,300～		1,274	0年

(東京:墨田)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≧	2,240	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,950～		1,905	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,550～		1,500	0年

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≧	2,168	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,843	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,452	0年

(東京:青梅)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	≧	2,121	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,850～		1,803	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,450～		1,420	0年

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級機械開製造術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	≧	2,207	10年
B ランク	中級機械製造技術者(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～		1,877	3年
C ランク	初級機械製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,478	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与、退職金を含み時給換算)を記載。
 ※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【その他の製造技術者】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製造技術者※1	職業安定業務統計	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135
2	地域調整※2	(東京:木場) 110.4	1,315	1,526	1,634	1,670	1,749	1,964	2,357
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,381	1,602	1,716	1,754	1,836	2,062	2,475

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の製造技術者】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の製造技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	≥	2,062	10年
B ランク	中級その他の製造技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～		1,754	3年
C ランク	初級その他の製造技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～		1,381	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【その他の情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く)】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	その他の情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く)※1	職業安定業務統計	1,376	1,596	1,710	1,748	1,830	2,056	2,467
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 110.4	1,519	1,762	1,888	1,930	2,020	2,270	2,724
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,595	1,850	1,982	2,026	2,122	2,383	2,860

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く)】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級情報処理・通信技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500~	≥	2,383	10年
B ランク	中級情報処理・通信技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,100		2,026	3年
C ランク	初級情報処理・通信技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,700~		1,595	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【その他の技術の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の技術の職業※1	職業安定業務統計	1,248	1,448	1,551	1,585	1,660	1,865	2,238
2	地域調整※2	(神奈川県:横浜) 112.4	1,403	1,628	1,743	1,782	1,866	2,096	2,516
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,473	1,709	1,831	1,871	1,959	2,201	2,641

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の技術の職業※1	職業安定業務統計	1,248	1,448	1,551	1,585	1,660	1,865	2,238
2	地域調整※2	(東京都:木場) 110.4	1,378	1,599	1,712	1,750	1,833	2,059	2,471
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,447	1,679	1,798	1,837	1,924	2,162	2,594

【備考】

- ※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
- ※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載
- ※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の技術の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(神奈川県:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	2,201	10年
B ランク	中級その他の技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～	1,871	3年
C ランク	初級その他の技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～	1,473	0年

≥

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級その他の技術者(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	2,183	10年
B ランク	中級その他の技術者(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～	1,855	3年
C ランク	初級その他の技術者(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～	1,461	0年

≥

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【その他の経営・金融・保険の専門的職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の経営・金融・保険の専門的職業※1	職業安定業務統計	1,336	1,550	1,661	1,697	1,777	1,996	2,395
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 110.4	1,475	1,711	1,834	1,874	1,962	2,204	2,644
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,549	1,797	1,926	1,967	2,060	2,314	2,776

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の経営・金融・保険の専門的職業※1	職業安定業務統計	1,336	1,550	1,661	1,697	1,777	1,996	2,395
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 112.4	1,502	1,742	1,867	1,908	1,997	2,244	2,692
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,577	1,829	1,960	2,003	2,097	2,356	2,827

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【その他の経営・金融・保険の専門的職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級経営・金融等の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,600～	2,314	10年
B ランク	中級経営・金融等の職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	1,967	3年
C ランク	初級経営・金融等の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,700～	1,549	0年

≥

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級経営・金融等の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,600～	2,356	10年
B ランク	中級経営・金融等の職業(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	2,003	3年
C ランク	初級経営・金融等の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,700～	1,577	0年

≥

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【一般事務員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
2	地域調整 ※2	(福島:いわき市) 94.0	1,017	1,180	1,264	1,292	1,353	1,520	1,824
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,068	1,239	1,328	1,356	1,420	1,596	1,915

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 110.4	1,195	1,386	1,485	1,517	1,589	1,785	2,142
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,254	1,455	1,559	1,593	1,668	1,875	2,249

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 113.5	1,228	1,425	1,527	1,560	1,633	1,835	2,202
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,290	1,496	1,603	1,638	1,715	1,927	2,312

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 112.4	1,216	1,411	1,512	1,544	1,618	1,818	2,181
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,277	1,481	1,587	1,622	1,698	1,909	2,290

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員 ※1	職業安定業務統計	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
2	地域調整 ※2	(鹿児島:鹿児島) 91.1	986	1,143	1,225	1,252	1,311	1,473	1,767
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,035	1,201	1,287	1,314	1,377	1,547	1,856

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
(基本給・賞与支給の時給換算平均値)

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【一般事務員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(福島:いわき市)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	1,600～	1,596	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,400～	1,356	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,100～	1,068	0年

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,000～	1,875	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～	1,593	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,300～	1,254	0年

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	1,927	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～	1,638	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～	1,290	0年

(神奈川:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	1,909	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,700～	1,622	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,300～	1,277	0年

(鹿児島:鹿児島)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級一般事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	1,900～	1,547	10年
B ランク	中級一般事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,400～	1,314	3年
C ランク	初級一般事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,100～	1,035	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与、退職金を含む時給換算)を記載。

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【会計事務の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	会計事務の職業 ※1	職業安定業務統計	1,215	1,409	1,510	1,543	1,616	1,815	2,178
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 110.4	1,341	1,556	1,667	1,704	1,784	2,004	2,405
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,409	1,633	1,751	1,789	1,873	2,104	2,525

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【会計事務の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級会計事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	≥	2,104	10年
B ランク	中級会計事務員(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル))	1,800～		1,789	3年
C ランク	初級会計事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,500～		1,409	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【生産関連事務の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産関連事務の職業※1	職業安定業務統計	1,177	1,365	1,463	1,495	1,565	1,758	2,110
2	地域調整※2	(神奈川:横浜) 112.4	1,323	1,534	1,645	1,680	1,759	1,976	2,372
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,389	1,611	1,727	1,765	1,847	2,075	2,490

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産関連事務の職業※1	職業安定業務統計	1,177	1,365	1,463	1,495	1,565	1,758	2,110
2	地域調整※2	(東京:飯田橋) 113.5	1,336	1,549	1,661	1,697	1,776	1,995	2,395
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,403	1,627	1,744	1,782	1,865	2,095	2,515

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産関連事務の職業※1	職業安定業務統計	1,177	1,365	1,463	1,495	1,565	1,758	2,110
2	地域調整※2	(東京:木場) 110.4	1,300	1,507	1,615	1,651	1,728	1,941	2,330
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,365	1,582	1,696	1,733	1,814	2,038	2,446

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産関連事務の職業※1	職業安定業務統計	1,177	1,365	1,463	1,495	1,565	1,758	2,110
2	地域調整※2	(神奈川:川崎) 110.5	1,301	1,508	1,617	1,652	1,729	1,943	2,332
3	退職金※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,366	1,584	1,698	1,735	1,816	2,040	2,448

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【生産関連事務の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(神奈川県:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	2,075	10年
B ランク	中級生産関連事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～	1,765	3年
C ランク	初級生産関連事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～	1,389	0年

(東京都:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,300～	2,095	10年
B ランク	中級生産関連事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～	1,782	3年
C ランク	初級生産関連事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,450～	1,403	0年

(東京都:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	2,038	10年
B ランク	中級生産関連事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800	1,733	3年
C ランク	初級生産関連事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400	1,365	0年

(神奈川県:川崎)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級生産関連事務員(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	2,040	10年
B ランク	中級生産関連事務員(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～	1,735	3年
C ランク	初級生産関連事務員(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400	1,366	0年

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与、退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記

【コンピュータ等事務用機器操作の職業】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	コンピュータ等事務用機器操作の職業※1	職業安定業務統計	1,160	1,346	1,442	1,473	1,543	1,733	2,080
2	地域調整 ※2	(神奈川:横浜) 112.4	1,304	1,513	1,621	1,656	1,734	1,948	2,338
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,369	1,589	1,702	1,739	1,821	2,045	2,455

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	コンピュータ等事務用機器操作の職業※1	職業安定業務統計	1,160	1,346	1,442	1,473	1,543	1,733	2,080
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 113.5	1,317	1,528	1,637	1,672	1,751	1,967	2,361
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,383	1,604	1,719	1,756	1,839	2,065	2,479

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【事務用機器操作の職業】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(神奈川県:横浜)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級事務用機器操作(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	2,045	10年
B ランク	中級事務用機器操作(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,750～	1,739	3年
C ランク	初級事務用機器操作(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～	1,369	0年

≥

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給, 賞与, 退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級事務用機器操作(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,200～	2,065	10年
B ランク	中級事務用機器操作(作業指示を受けて, 自己で工夫・改善を実施できるレベル)	1,800～	1,756	3年
C ランク	初級事務用機器操作(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400	1,383	0年

≥

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与, 退職金を含み時給換算)を記載。

※2 別表1の0年, 3年, 10年の3行目の数値を転記

【機械器具営業員】

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械器具営業員 ※1	職業安定業務統計	1,267	1,470	1,575	1,609	1,685	1,893	2,272
2	地域調整 ※2	(東京:木場) 110.4	1,399	1,623	1,739	1,776	1,860	2,090	2,508
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,469	1,704	1,826	1,865	1,953	2,194	2,634

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械器具営業員 ※1	職業安定業務統計	1,267	1,470	1,575	1,609	1,685	1,893	2,272
2	地域調整 ※2	(東京:飯田橋) 113.5	1,438	1,669	1,788	1,826	1,913	2,149	2,579
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,510	1,752	1,877	1,918	2,008	2,256	2,708

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給・賞与・退職金の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械器具営業員 ※1	職業安定業務統計	1,267	1,470	1,575	1,609	1,685	1,893	2,272
2	地域調整 ※2	(北海道:札幌) 100.4	1,272	1,476	1,581	1,616	1,692	1,901	2,281
3	退職金 ※3	退職給付等の費用の割合 1.05	1,336	1,550	1,660	1,696	1,776	1,996	2,395

【備考】

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事務所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

※3 退職給付等の費用の割合1.05を乗している

【機械器具営業員】

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(東京:木場)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級営業の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,400～	2,194	10年
B ランク	中級営業の職業(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル))	2,000～	1,865	3年
C ランク	初級営業の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～	1,469	0年

≥

(東京:飯田橋)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級営業の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,500～	2,256	10年
B ランク	中級営業の職業(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル))	2,000～	1,918	3年
C ランク	初級営業の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,600～	1,510	0年

≥

(北海道:札幌)

等級	職務の内容	基本給額 (時給、賞与、退職金含む※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※2)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級営業の職業(自主自立で業務の工夫・改善を実施できるレベル)	2,100～	2,015	10年
B ランク	中級営業の職業(作業指示を受けて、自己で工夫・改善を実施できるレベル))	1,800～	1,713	3年
C ランク	初級営業の職業(マニュアル・作業手順などを参照し実施できるレベル)	1,400～	1,349	0年

≥

【備考】

※1 「対応する一般の労働者の平均的な賃金の総額」と比較し同額以上の金額で派遣労働者の基本給(賞与、退職金を含む時給換算)を記載。

※2 別表1の0年、3年、10年の3行目の数値を転記